

セーフティリボン運動実施要綱

1 趣旨

建災防においては、「第8次建設業労働災害防止5か年計画」（計画期間2018年度～2022年度）に基づき、

- (1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を
「第7次計画」期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる。
- (2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、
「第7次計画」期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる。
- (3) 計画期間中の休業4日以上之死傷災害の平均発生件数を
平成29年の発生件数に対して、5%以上減少させる

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところです。

令和2年の労働災害発生状況（1～9月末時点）は、死亡災害が8人と昨年同期と同数であるものの、7月から10月にかけて7名もの死亡災害が発生しており、死傷災害は519人（前年同期511人、1.6%増）となっている。

特に死亡災害では、墜落・転落、土砂崩壊、重機関連災害と建設業における3大災害が多発しており、墜落・転落の防止に、より一層強力に取り組む必要があります。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を示したところであり、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要です。

こうした、建設業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、作業員一人ひとりが自覚をして、作業員の目線で安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年11月5日の神奈川県建設業労働災害防止大会を契機として、令和5年3月31日までの約2年5か月間で、以下の運動に取り組むこととする。

2 期間

令和2年11月5日～令和5年3月31日
(第13次労働災害防止推進計画の期間)

3 運動の名称

「セーフティリボン運動」

4 主唱者

建設業労働災害防止協会神奈川支部

5 後援

神奈川労働局及び管内各労働基準監督署

6 実施者

会員事業場の各作業員・現場管理者、会員事業場及び建設業労働災害防止協会神奈川支部

7 会員事業場の作業員・現場管理者の実施事項

セーフティリボン運動とは、作業員一人ひとりの目線により危険の見える化を展開することである。各作業員、安全指導者、現場管理者により以下の項目により実施する。

- (1) 現場内において、作業中あるいは通行中等において、ヒヤリとした、ハットしたという瞬間に、その体験した危険をほかの作業員にわかるように、注意喚起の蛍光色等目立つリボン、テープ等を原因箇所に取り付ける。(セーフ巻き)
- (2) 安全指導者は分会のパトロールの際等において、指摘した危険箇所について指導するとともに危険箇所を明確にするためにセーフ巻きを行う。
- (3) 現場管理者は現場巡視時等において気が付いた危険箇所にセーフ巻きを行うとともに、セーフ巻きされた箇所を確認し、リスクレベルが設備改善の必要なレベルか判断し、必要な対処を行う。

8 主唱者（建設業労働災害防止協会神奈川支部）の実施事項

- (1) 運動を周知するため、ポスター、リーフレット等を作成し、会員事業場に配布する。
- (2) セーフ巻きのためのリボン、テープを購入（作成）し、安全指導者等に配布する。
- (3) 当該運動による危険の見える化を含む、現場の危険の見える化事例を収集し、啓発資料を作成する。

9 会員事業場の実施事項

- (1) 作業場、工事現場等にポスターを掲示するとともに作業者にリーフレットを配布し、運動の内容を周知・徹底する。
- (2) 運動の内容に基づき、ヒヤリハット、危険の見える化について作業者の意識高揚を図る。
- (3) 安全指導者を中心に、危険の見える化の事例を収集し、分会を通じ支部に集約する。

別紙

運動のリーフレット

運動のマーク